

知多北部広域連合介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例

(平成12年3月3日 条例第5号)

改正 平成19年2月27日 条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、知多北部広域連合介護給付費準備基金（以下「基金」という。）について定めるものとする。

(設置)

第2条 知多北部広域連合は、介護保険の中期財政運営期間の財源調整を行うことにより、安定的な事業運営を図るため、基金を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。）の保険料を財源として、介護保険事業特別会計予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 介護給付費（法第18条第1号に規定する介護給付に要する費用をいう。）、
予防給付費（同条第2号に規定する予防給付に要する費用をいう。）又は市町村
特別給付費（同条第3号に規定する市町村特別給付に要する費用をいう。）の財
源に充てるとき。
- (2) 地域支援事業費（法第115条の38第1項及び第2項に規定する事業に要
する費用をいう。）の財源に充てるとき。
- (3) 財政安定化基金（法第147条第1項に規定する財政安定化基金をいう。）へ
の拠出金又は償還金の財源に充てるとき。
- (4) 介護保険に係る審査支払手数料（法第176条第1項第1号に規定する審査
及び支払に要する手数料をいう。）の財源に充てるとき。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、
広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。